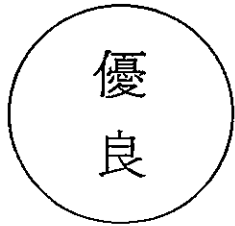


特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内4-6-0番地

氏名 株式会社カンサイ
代表取締役 川本 義二
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第112条の14第6項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成27年 9月28日

許可の有効期限 平成34年 9月27日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
資源物	資源物
燃焼物	燃焼物
その他	その他

資源物、燃焼物、その他



2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

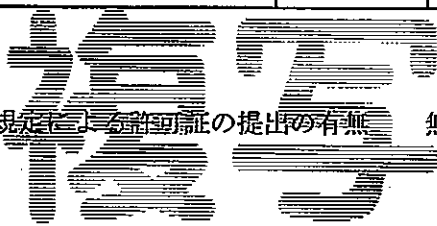
4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H14. 12. 2	変更許可	H25. 8. 8	更新許可
H15. 7. 23	更新許可	H26. 7. 4	変更許可
H20. 8. 4	更新許可	H27. 9. 28	更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>中間処理 (焼却) この欄以下余白</p>	<p>廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>感染性産業廃棄物</p> <p>汚泥 (有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃酸 (有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃アルカリ (有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (中粒) この欄以下余白</p>	<p>廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (安定化) 以下余白</p>	<p>鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>以下余白</p>

禁複写

複写